

## 自動車重量税の還付申請から支払までの期間の短縮（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「若干の費用で迅速化が図られるのであれば対応を求めるべきである。」等の意見を踏まえて、平成 25 年 5 月 10 日に国税庁及び国土交通省にあっせんし、同年 8 月 9 日に国税庁及び国土交通省から回答を受領しました。

### （行政相談の要旨）

私は、自動車を廃車したことから自動車重量税還付申請書を自動車検査登録事務所に提出した。その際、還付までに 2 か月半程度かかるとの説明を受けた。自動車重量税の還付申請の処理において、国土交通省は国税庁に対し関係書類を 1 か月分まとめて送付していると聞いているが、事務処理の見直しにより還付事務をより迅速にできないか。

（注） 本件は、平成 23 年 12 月に九州管区行政評価局が受け付けた相談事案。

### （あっせん要旨）

国税庁及び国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 国税庁及び国土交通省は、申請者への還付の迅速化を図るため、自動車重量税の還付申請データの引継頻度を増やすことを検討する必要がある。
- ② 国税庁及び国土交通省は、自動車重量税の還付に要する期間を国税庁のホームページ及び運輸支局等の窓口において、申請者に対して一層の周知を行う必要がある。



### （回答要旨）

国税庁及び国土交通省では、あっせんの実現に向けて、次の措置を講ずる予定と回答。

- ① 現在、国土交通省において自動車登録検査業務電子情報処理システムの改修を行っており、国税庁の事務処理等の実態を踏まえた調整の結果、平成 25 年 10 月から、自動車重量税の還付申請データの引継頻度を毎月 2 回に増加させる。
- ② 自動車重量税の廃車還付に要する期間について、国税庁のホームページに掲載しているパンフレット（3 種類）に追記又は修正を行うとともに、修正後のパンフレット「自動車重量税還付申請書記載のポイント」を新たに刷成の上、国土交通省の自動車検査登録窓口へ備え置き、還付申請者等に配布する。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室長 花田 聡

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>